

品川区工事成績評定苦情審査委員会運営要綱

制定 平成25年8月19日区長決定 要綱第129号

改正 平成27年1月15日部長決定 要綱第18号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区工事成績評定要綱(平成25年品川区要綱第128号。以下「評定要綱」という。)第15条第3項の規定に基づき、品川区工事成績評定苦情審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、評定要綱において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 委員会は、請負者から申し立てられた工事成績評定に係る苦情について、評定要綱第15条第2項の規定により契約担当者から審議の依頼のあった場合は、当該審議の内容を審議し、意見を表明する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

(委員長の選任および権限)

第5条 前条の委員長は、副区長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第6条 第4条の委員は、次に掲げる職にあるものとする。

(1) 企画部長

(2) 総務部長

(3) 都市環境部長

(4) 防災まちづくり部長

(5) 教育委員会事務局教育次長

(6) 経理課長

2 前項に規定する者のほか、委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(委員会の開催等)

第7条 委員長は、評定要綱第15条第2項の規定により、契約担当者から依頼があった場合に委員会を開催するものとする。

2 委員会は、委員長が招集する。

(定足数等)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の審議事項は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決すると

ころによる。

3 委員会に付議された案件に係る委員は、当該審議に加わることができない。

(工事施行状況等の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、苦情の申し立てた者または当該苦情に係る工事の施行を担当した監督員および検査員から工事の施行状況等を聴取することができる。

(意見表明)

第10条 委員会は、第3条の規定による苦情に対する審議を終了したときは、意見書を作成し、委員会終了後10日以内に契約担当者に報告する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、総務部経理課に置く。

2 事務局は、評定要綱第14条の規定による苦情の申立てがあった場合には、速やかに委員会を開催するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の事務処理に関し必要な事項は、別に総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日以後に竣工する請負工事について適用する。

この要綱は、平成27年4月1日以後に竣工する請負工事について適用する。